

#### 4. 収入の無い方・収入が非課税所得(障害年金や遺族年金など)のみの方の申告

① まず、住所・氏名・電話番号・マイナンバー(個人番号欄へ)を記入してください。

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書										整理番号	
大仙市長 あて (受付印)		現住所	大仙市大曲花園町1-1							業種又は職業	無職
提出年月日		1月1日現在の住所	同上							電話番号	63-1111
年	月	日	フリガナ	ダイセン ジロウ				個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9		
7	3	1	氏名	大仙二郎				続柄	本人		
			生年月日	大・令 平・令	30	1	1	世帯主の氏名	大仙二郎		

表

② 次に、申告書の表面下部【※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄】に下記の【記入のしかた】を参考に記入してください。

##### 【記入のしかた】

- 1) 遺族年金、障害年金、雇用保険、労災保険等を受給されていた方は、1へ年金・保険等の名称と金額を記載してください。
- 2) 学生であった為、収入がなかった方は、2へ学校名と卒業見込み年月を記載してください。
- 3) 親族の扶養となっていた方は、3へ扶養者の住所・氏名・続柄を記載してください。
- 4) 1～3のいずれにも該当しない方は、4へ生活状況等を記載してください。  
(預貯金をとりくずして生活していた。入院していた。等)

【記入例】を参考に該当する部分のみ記入してください。

##### 【記入例】

※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄

1. 遺族年金・障害年金等または、雇用保険・労災保険等を受給していた。 (年金・保険の種類)	障害年金	(年間受給額)	813,700 円	3. 下記の方に扶養されていた。(仕送りを受けていた。)	住所 秋田市山王1丁目1-1
2. 学生であった。 学校名	〇〇大学	(令和7年3月卒業見込み)		氏名 大仙 三郎	続柄 子
				4. 1～3以外の方は前年の生活状況を記入してください。 預貯金をとりくずして生活していた。	

◆ 市・県民税申告書は郵送で提出することもできます。申告書をすべて自分で記入することができる方は、下記まで郵送してください。その際、申告者の①マイナンバーカードの写し又は、②マイナンバー通知カードの写しと身分証明書の写し(運転免許証、保険証等)を同封してください。

※ 申告書は直接、税務課または各支所市民サービス課税務担当窓口に提出していただいても結構です。  
ただし、税務課及び税務担当窓口(申告会場以外)では、申告相談(申告書作成)を行っていませんのでご注意ください。

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市税務課 市民税班 あて

#### 5. 申告相談をするときに必要なもの

- ◆ 申告者の①マイナンバーカード又は、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)(※扶養控除や事業専従者控除の申告をする場合は、その方のマイナンバーも必要です。)
- ◆ 税務署から送付された確定申告書やハガキ。
- ◆ 給与所得または公的年金所得がある方は、源泉徴収票の原本。
- ◆ 事業を営んでいる方は、仕入れ・売上等の帳簿や必要経費の領収書。また、申告時には、別紙「収支内訳書」を記載して提出して下さい。
- ◆ 農業所得がある方は「収支計算ノート」または「収支内訳書」。
- ◆ 医療費控除又は、医療費控除の特例を受けられる方は「医療費控除の明細書」。  
※ 医療費の明細書とは、「医療を受けた人」・「病院、薬局等医療費の支払先」ごとに「医療費又は医薬品の額」や「保険等で補てんされた額」等をまとめたものです。申告の際に12ページをご利用ください。
- ◆ 社会保険料控除関係の領収書。  
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・雇用保険料・各種健康保険料・任意継続の社会保険料など。
- ◆ 雑損・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・寄附金・障害者・勤労学生の各控除を受けられる方は、証明書・領収書・障害者手帳などが必要です。  
※ 障害者手帳を持っていないが、家族に寝たきりの方などがいる場合、福祉事務所長が交付する障害者控除認定書を提示することにより、障害者控除の適用を受けることができます。認定書の必要な方は市役所高齢者包括支援センター(Tel0187-63-1111内線178)へ申請してください。
- ◆ 所得税の還付申告をする場合は、申告者本人名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)を確認できるもの。  
※ 各種控除額、事業の経費額、給与収入金額などは通帳で確認できる場合がありますので、領収書等を無くした場合は、通帳をご持参ください。  
※ 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける場合は、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です。

#### 6. その他のお知らせ

- ◆ マイナンバーの記載について  
マイナンバー制度の導入により、申告書を提出される方のほかに控除対象配偶者や控除対象扶養親族及び事業専従者の方などのマイナンバーの記載が必要となりました。  
また、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられていますので、申告の際に申告者(納税者)の確認をさせていただくことになります。  
本人確認は、①マイナンバーカード(個人番号カード)又は②マイナンバー通知カード及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、申告の際には、これらの本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただくことになります。  
また、控除対象配偶者や控除対象扶養親族及び事業専従者の方のマイナンバーについては、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、マイナンバーを控えたメモ等)をご提示ください。

##### ◆ 雪下ろし費用について

雪害で住宅・家財などに被害を受けられた方や、家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などで5万円を超える金額を支出された方は、雑損控除として費用の一部が所得から控除される場合があります。(支出した費用が還付されるものではありません。また、今回の申告で対象となるのは、令和6年中に支出した分です。)